

公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程

(平成18年4月1日規程第27号)

- 改正 平成18年11月21日規程第111号
- 改正 平成18年12月26日規程第112号
- 改正 平成19年3月26日規程第40号
- 改正 平成19年4月12日規程第41号
- 改正 平成20年3月17日規程第11号
- 改正 平成20年11月28日規程第12号
- 改正 平成21年3月30日規程第13号
- 改正 平成21年5月29日規程第14号
- 改正 平成21年11月30日規程第31号
- 改正 平成22年4月1日規程第28号
- 改正 平成22年8月2日規程第34号
- 改正 平成22年12月1日規程第41号
- 改正 平成23年4月1日規程第5号
- 改正 平成23年9月1日規程第37号
- 改正 平成24年1月1日規程第49号
- 改正 平成24年4月1日規程第3号
- 改正 平成24年6月1日規程第23号
- 改正 平成25年4月1日規程第6号
- 改正 平成25年5月12日規程第24号
- 改正 平成26年4月1日規程第3号
- 改正 平成26年12月26日規程第24号
- 改正 平成27年3月31日規程第50号
- 改正 平成28年3月18日規程第20号
- 改正 平成28年4月1日規程第4号
- 改正 平成29年1月11日規程第63号
- 改正 平成29年4月1日規程第9号
- 改正 平成29年4月1日規程第25号
- 改正 平成29年12月1日規程第32号
- 改正 平成30年1月16日規程第34号
- 改正 平成30年4月1日規程第19号
- 改正 平成31年1月15日規定第43号
- 改正 平成31年4月1日規定第14号
- 改正 令和2年1月10日規程第33号
- 改正 令和2年4月1日規程第11号

- 改正 令和2年11月30日規程第40号
- 改正 令和3年4月1日規程第11号
- 改正 令和3年11月30日規程第64号
- 改正 令和4年4月1日規程第8号
- 改正 令和5年1月1日規程第30号
- 改正 令和5年2月22日規程第43号
- 改正 令和5年4月1日規程第8号
- 改正 令和6年1月1日規程第54号
- 改正 令和6年4月1日規程第4号

#### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、常勤の職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 この規程に定めのない事項については、福島県の「職員の給与に関する条例（昭和26年3月27日福島県条例第9号）」、「職員の給与の支給に関する規則（昭和35年12月8日福島県人事委員会規則第7号）」及びその他の給与等関係規則等（以下「県給与条例等」という。）の規定を準用する。

#### (給料)

第2条 給料は、就業規則第37条に規定する勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

- 2 諸手当は、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、甲状腺検査手当、会津医療センター診療応援手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

#### (給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（一）（別表第2の2）
- (4) 医療職給料表（二）（別表第3）
- (5) 医療職給料表（三）（別表第4）
- (6) 技能労務職給料表（別表第5）

2 一般職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

- 4 医療職給料表（一）は、医師及び歯科医師である職員に適用する。
- 5 医療職給料表（二）は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、はり師、きゅう師及び柔道整復師である職員に適用する。
- 6 医療職給料表（三）は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。
- 7 技能労務職給料表は、技能職員、運転士、調理師、給食員、看護助手、動物管理職員及び校務職員である職員に適用する。

（職務の級）

第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第6に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として理事長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 職員の職務の級は、別に定める基準に従い、理事長が決定する。

（初任給及び昇給等の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、別に定める場合を除き毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

ただし、福島県から、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年福島県条例第77号）第2条第1項の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学に派遣されている職員（以下「派遣県職員」という。）の昇給は、県給与条例等の規定に準じて行うものとする。この場合において、福島県人事委員会規則で定める日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第48条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして福島県人事委員会規則で定められているところに準じる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級以上の職員で別に定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちこれに相当する職員として当該給料表につき別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

ただし、派遣県職員（次項に規定する派遣県職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、県給与条例等の規定に準じて決定するものとする。

- 5 55歳（教育職給料表、医療職給料表（一）及び技能労務職給料表の適用を受ける職員は57歳）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって理事長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、理事長が定める基準に従い決定するものとする。

ただし、55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する派遣県職員に関する第3項の規定による昇給は、県給与条例等の規定に準じて決定するものとする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。  
7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

#### （給料の調整）

第6条 前条に定める場合のほか、職員の号給又は給料月額が他の職員の号給又は給料月額との権衡を失すると認めるときは、当該職員の号給又は給料月額を調整することができる。

#### （定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額）

第7条 公立大学法人福島県立医科大学職員の定年に関する規程（以下、「定年規程」という。）第12条の規定により再雇用された職員（以下、「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）給料月額は、第5条各項の規定にかかわらず、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額に、別に定められた当該職員の1週間当たりの平均勤務時間を就業規則第37条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「勤務時間割合」という。）を乗じて得た額とする。

#### （給料の支給方法）

第8条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給日とする。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。

- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第37条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

- 第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職として別表第7-1で定める職員に対して、その特殊性に基づき給料の調整額を支給する。
- 2 給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7-2に掲げられた調整基本額に当該職員に係る別表第7-1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額(定年前再雇用短時間勤務職員にあつては、その額に当該職員の勤務時間割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給料の特別調整額)

- 第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のものは、その特殊性に基づき、給料月額につき、給料の特別調整額(以下「特別調整額」という。)を支給する。
- 2 特別調整額を受ける職員の職及び区分は、別表第8のとおりとし、当該職員に支給する特別調整額にあつては、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の1種から4種までの区分に応じ、別表第8の2に定める額とする。

(初任給調整手当)

- 第12条 次の各号に掲げる職に採用された職員には、当該各号に定める額を、初任給調整手当として支給する。
- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、別表第9に定める額
- (2) 医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、別表第9の2に定める額

(扶養手当)

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれ

に相当するものとして理事長が定める職員（以下「一般職 9 級以上職員等」という。）  
に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
  - (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
  - (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として理事長が定める職員（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 14 条 新たに職員となった者に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に

係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上職員等が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 9 級以上職員等となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 8 級職員等となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条の2 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間給料、特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(公舎に居住している職員を除く。)
  - (2) 第17条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額20,500円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から9,500円を控除した額

イ 月額20,500円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から20,500円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。



(通勤手当)

第 16 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第 2 項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 2 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員

次に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）及び次に定めるところにより算出した当該職員（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しなければ、通勤することが困難である職員又は長時間の通勤時間を要することとなる者に限る。）の支給単位期間の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が 30 分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの、また、高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第 3 号において「1 か月当たりの運賃等相当額等の額」という。）が 64,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、1 か月当たりの運賃等相当額等の額と 64,000 円との差額の 2 分の 1 を 64,000 円に加算した額に支給単位期間

の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

通用期間が支給単位期間である定期券の価額

イ 前号以外の交通機関等

その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(2) 前項第2号に掲げる職員

通勤のために自転車のみを使用する職員にあつては2,000円、その他の職員にあつては次の表の左欄に掲げる片道の自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たないものは、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

片道の自動車等の使用距離	手当額	
	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具
4 km未満	3,000 円	2,000 円
4 km以上 6 km未満	4,500 円	2,300 円
6 km以上 8 km未満	5,900 円	3,000 円
8 km以上 10 km未満	7,400 円	3,700 円
10 km以上 12 km未満	8,900 円	4,500 円
12 km以上 14 km未満	10,400 円	5,200 円
14 km以上 16 km未満	11,900 円	6,000 円
16 km以上 18 km未満	13,400 円	6,700 円
18 km以上 20 km未満	14,900 円	7,500 円
20 km以上 22 km未満	16,400 円	8,200 円
22 km以上 24 km未満	17,900 円	9,000 円
24 km以上 26 km未満	19,400 円	9,700 円
26 km以上 28 km未満	20,900 円	10,500 円
28 km以上 30 km未満	22,400 円	11,200 円

片道の自動車等の使用距離	手当額	
	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具
30 km以上 32 km未満	23,900 円	12,000 円
32 km以上 34 km未満	25,400 円	12,700 円
34 km以上 36 km未満	26,900 円	13,500 円
36 km以上 38 km未満	28,400 円	14,200 円
38 km以上 40 km未満	29,800 円	14,900 円
40 km以上 45 km未満	33,400 円	16,700 円
45 km以上 50 km未満	36,600 円	18,300 円
50 km以上 55 km未満	40,000 円	20,000 円
55 km以上 60 km未満	43,100 円	21,600 円
60 km以上 65 km未満	45,900 円	23,000 円
65 km以上 70 km未満	49,400 円	24,700 円
70 km以上 75 km未満	52,900 円	26,500 円
75 km以上 80 km未満	56,400 円	28,200 円
80 km以上 85 km未満	60,000 円	30,000 円
85 km以上 90 km未満	63,500 円	31,800 円
90 km以上 95 km未満	67,000 円	33,500 円
95 km以上	70,600 円	35,300 円

(3) 前項第3号に掲げる職員

前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては当該職員が同項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては当該職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 4 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当を支給されている職員につき、次の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。
- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項各号に掲げる職員たる要件を欠くに至った場合
  - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - (3) 月の中途において休職にされ、専従休職を受け、停職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
  - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(単身赴任手当)

第17条 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動の直前の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等から困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表の左欄に掲げる交通距離の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額）とする。

交通距離	加算する額
100キロメートル以上 150キロメートル未満	8,000円
150キロメートル以上 200キロメートル未満	10,000円
200キロメートル以上 250キロメートル未満	12,000円
250キロメートル以上 300キロメートル未満	14,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上 1,100キロメートル未満	40,000円

交通距離	加算する額
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	46,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	52,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	58,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	64,000 円
2,500 キロメートル以上	70,000 円

(特殊勤務手当)

第 18 条 著しく危険、不快、不健康又は著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(甲状腺検査手当)

第 18 条の 2 県民健康調査事業に基づき行う甲状腺検査業務に従事する職員に対し、甲状腺検査手当を支給する。

- 2 甲状腺検査手当を支給する要件、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(会津医療センター診療応援手当)

第 18 条の 3 会津医療センターへの診療応援業務に従事する職員に対し、会津医療センター診療応援手当を支給する。

- 2 会津医療センター診療応援手当を支給する要件、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(給与の減額)

第 19 条 職員が勤務をしないときは、公立大学法人福島県医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 2 条の 4 第 1 項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認（育児休業、介護休業を除く。）のあった場合を除き、その勤務しない全時間につき 1 時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

100 分の 135

2 定年前再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、「100 分の 100」とする。

3 第 1 項の規定に定めるもののほか、勤務時間規程第 4 条の規定により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(この項から第 5 項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 定年前再雇用短時間勤務職員が勤務時間規程第 4 条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。

5 次の各号に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175)

(2) 第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(前項に規定する 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間を除く。) 100 分の 50

6 勤務時間規程第 2 条の 4 に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を

支給することを要しない。

(1) 前項第1号に規定する時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する割合を減じた割合

(2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合

7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日給)

第21条 祝日法による休日等(毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第22条 正規の勤務時間として又は就業規則第38条の規定に基づく専門業務型裁量労働制の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第23条 第19条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第24条 第19条から第22条までに規定する全時間に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第19条の規定を適用する場合

30分以上 30分

30分未満 切り捨て

(2) 第20条から第22条までの規定を適用する場合

30分以上 1時間

30分未満 切り捨て

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額(地域手当の月額については、給料の月額に対する地域手当の月額とする。)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間割合を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)
- (4) 寒冷地手当

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師には、その勤務1回につき21,000円を、医師又は歯科医師以外の職員には、その勤務1回につき5,500円を宿日直手当として支給する。

ただし、勤務時間が5時間未満の宿日直勤務の場合は、医師又は歯科医師は10,500円、医師又は歯科医師以外の職員は2,750円とする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第11条に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる当該職員の属する第11条第2項に規定する区分(次項及び第30条において「区分」という。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合には、下記の額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 1種 12,000円
- (2) 2種 10,000円
- (3) 3種 8,000円
- (4) 4種 6,000円



4 管理職員特別勤務手当の額は、第2項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる当該職員の属する区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 1種 6,000円
- (2) 2種 5,000円
- (3) 3種 4,000円
- (4) 4種 3,000円

5 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした特別調整額の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第20条から第22条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第12条から第14条の2まで、第32条の規定は定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(超過勤務手当等の額の特例)

第29条 職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第20条から第22条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に別に定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに1種又は2種の区分の特別調整額の支給を受けるもの（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第4項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職員のうち別表第10に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して定める同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
  - (1) 1種の区分の特別調整額を受ける職員 100分の25
  - (2) 2種の区分の特別調整額を受ける職員 100分の15

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第4項まで及び附則第4項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれの基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

ただし、それぞれの基準日に在職する派遣県職員に対しては、その者の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次項に定める職員の勤務期間による割合（次項において「期間率」という。）に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

- 3 期間率は、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(寒冷地手当)

第32条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

会津若松市の地域に在勤する職員

- 2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、別表第11に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(休職者の給与)

第33条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 18 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 18 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給する。
- 4 職員が就業規則第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの 100 分の 60 以内で理事長が定める額を支給する。
- 5 職員が、就業規則第 18 条第 1 項第 3 号又は第 5 号（次項に掲げる場合を除く。）に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 70 以内で理事長が定める額を支給する。
- 6 職員が就業規則第 18 条第 1 項第 5 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が職務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 100 以内で理事長が定める額を支給する。
- 7 就業規則第 18 条第 1 項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（専従休職者の給与）

第 34 条 専従休職の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（給与の口座振込み）

第 35 条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

（この規程の施行に関し必要な事項）

第 36 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程の運用に関しては、第 36 条の規定にかかわらず、当分の間、この規程及び関係要綱等に定めるところに抵触しない限りにおいて、なお従前の例によるものとする。
- 3 当分の間、第 12 条中「35 年以内」あるのは、採用の日から教育職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受けなくなる日までの期間と、「別表第 9 に定める額」「別表第 9 の 2 に定める額」とあるのは、別表第 9 に定める額に 5 万円を加算した額（当該期間が 35 年以上である職員にあっては、5 万円）と、別表第 9 の 2 に定める額に 5 万円を加算した額とする。
- 4 職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成 32 年 3 月 31 日までの間、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 0.9 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第 6 項から第 8 項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第 6 項及び第 7 項において「給料月額減額基礎額」という。))
  - (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 0.9 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
  - (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 30 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第 10 右欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 0.9 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第 10 右欄に掲げる割合を乗じ

て得た額(管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額と同項各号列記の部分に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第31条第5項において準用する第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10右欄に掲げる割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額と同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第5項において準用する第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10右欄に掲げる割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額と同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第33条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第33条第1項 前各号に定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第5項又は第6項 第1号から第3号までに定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	6級
教育職給料表	4級
医療職給料表(二)	6級
医療職給料表(三)	6級

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条の規定により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

8 附則第4項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.8325（特定幹部職員にあつては100分の1.0125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては100分の112.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規定（平成21年11月30日規程第31号）の施行の日において、次に掲げる職員である者にあつては100分の99.51を、次に掲げる職員以外の職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員である者にあつては100分の98.93を当該給料月額に乘じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）を給料として支給する。

職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級及び号給に掲げるものであるもの

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表 (二)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から4号給まで
医療職給料表 (三)	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から4号給まで
技能労務職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から16号給まで

(給料の調整額に関する経過措置)

10 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程第 10 条の規定により給料の調整額を受ける職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

11 前項に規定する経過措置基準額とは、次に定める額をいう。

この規程の施行の日の前日から引き続き給料の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額(公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規定(平成 21 年 11 月 30 日規程第 31 号)附則第 9 項に掲げる職員以外の職員である者にあつては、当該調整基本額に 100 分の 99.42 を乗じて得た額)

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳(令和 5 年 2 月 22 日付改正前の公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則(平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 6 号)(以下「旧職員就業規則」という。)第 24 条第 1 項第 2 号に掲げる職員においては 63 歳)に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 14 条及び第 16 条において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額 100 分の 70 を乗じ



て得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた時はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 旧職員就業規則第24条第1項第1号に掲げる職員（第4号に掲げる職員を除く。）に相当する職員

(3) 定年規程第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項により延長された期間を含む。）を延長された同規程第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年規程第5条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同規程第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第15項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた時はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより附則第14項及び第15条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料

月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第30条第5項(第31条第5項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する規程(平成18年4月1日規程第106号)第11条の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下、この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の月額との合計額」とする。
- 19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年12月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下「新規程」という。)第11条第2項に規定する給料の特別調整額(以下「新特別調整額」という。)の支給を受けることとなる職員であつて、当該新特別調整額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、別表第8の2に定める額に100分の99.1を乗じて得た額)が経過措置基準額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該経過措置基準額に100分の99.1を乗じて得た額)に達しないこととなるものに係る平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間における新特別調整額は、新規程第11条第2項の規定にかかわらず、当該新特別調整額に、経過措置基準額から当該新特別調整額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の特別調整額とすることとする。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次に定める額とする。

施行日の前日に適用されていた給料表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分職員（同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より高い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。）及び相当区分職員（同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。） 同日にその者が受けていた給料の特別調整額（対象職員にあつては、当該給料の特別調整額に 100 分 99.42 を乗じて得た額）

4 教育職給料表適用職員に係る職員の給料の特別調整額の特例の取扱いは、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、一種の区分の職員にあつては 100 分の 12、二種の区分の職員にあつては 100 分の 10 の割合とする。

#### 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

1 この規程は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。ただし、第 3 条第 6 項の改正規程、第 10 条第 2 項の改正規程（「及び育児短時間勤務職員」を加える部分に限る。）、第 12 条の改正規程、第 16 条第 2 項第 2 号の改正規程（「再雇用」を加える部分を除く。）及び附則に 1 項を加える規程は、同年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規程を除く。）による改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、この規程（第 30 条第 3 項の改正規定及び第 31 条第 2 項第 1 号の改正規程（「100 分の 72.5」を「100 分の 75」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定は同年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。

（平成 19 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 19 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の規程第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 77.5（給料の特別調整額の支給を受ける職員にあつては、100 分の 72.5）」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（理事長への委任）

5 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 11 月 28 日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（第 30 条の改正規程を除く。次項において同じ）は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 22 年 8 月 2 日から施行し、改正後の第 20 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の職員給与規程第 20 条第 3 項の規定により平成 22 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた超過勤務手当は、改正後の職員給与規程第 20 条第 5 項の規定による超過勤務手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日の前日から引き続き第 3 条第 1 項第 6 号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給与月額のほか、令和 7 年 3 月 31 日までにあつてはその差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、同年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までにあつては差額相当額から切替日の前日において受けていた給料月額と平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額（令和 7 年 3 月 31 日において受けていた給料月額が平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額を超える場合にあっては、令和 7 年 3 月 31 日に受けていた給料月額）との差額に相当する額に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までにあつては差額相当額から減額基準額に 2 を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を給料として支給する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日規程第 25 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日規程第 19 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規程第 14 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日規程第 11 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日規程第 11 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日規程第 4 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 31 条第 2 項及び附則第 8 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

（平成 26 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例）

- 3 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 26 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 75（特定幹部職員にあっては、100 分の 95）」とあるのは「100 分の 82.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 102.5）」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 35（特定幹部職員にあっては、100 分の 45）」とあるのは「100 分の 37.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 47.5）」とし、改正後の規程附則第 8 号の規定の適用については同項中「100 分の 0.675（特定幹部職員にあっては 100 分の 0.855）」とあるのは「100 分の 0.7425（特定幹部職員にあっては 100 分の 0.9225）」と、「100 分の 75（特定幹部職員にあっては 100 分の 95）」とあるのは「100 分の 82.5（特定幹部職員にあっては 100 分の 102.5）」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 8 項の改正規定は公布の日から、第 5 条第 4 項及び第 5 項の改正規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。  
(切替日前の異動者の号級の調整)
- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下附則第 3 項、第 4 項及び第 5 項において「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（同日においてその者が受けていた給料月額が、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第 4 項の規定により支給される給料を受けるもの及び理事長が定めた職員を除く。）には、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第 4 項の表給料表の項に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額）を給料として支給する。  
ただし、切替日の前日から引き続き第 3 条第 1 項第 6 号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（同日においてその者が受けていた給料月額について、給与規程附則第 2 項の規定により支給される給料を受けるものを除く。）には、平成 34 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には理事長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第 10 条第 3 項、第 30 条第 5 項（第 31 条第 5 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規

定の適用については、給与規程第 10 条第 3 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と給与規程附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。）

(理事長への委任)

- 8 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項第 1 号の改正規定、平成 18 年 4 月 1 日施行の給与規程附則（以下「平成 18 年附則」という。）第 3 項の改正規定及び別表第 1 から別表第 5 までの改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定並びに平成 18 年附則第 8 項の改正規定は平成 27 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの地域手当の支給割合)

- 3 第 14 条の 2 の規定に基づいて職員が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に支給されることとなる地域手当については、「100 分の 16」とあるのは「100 分の 15.5」とする。

(平成 27 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 27 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 80（特定幹部職員にあつては、100 分の 100）」とあるのは「100 分の 85（特定幹部職員にあつては、100 分の 105）」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 37.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 47.5）」とあるのは「100 分の 40（特定幹部職員にあつては、100 分の 50）」とし、改正後の平成 18 年附則第 8 項の規定の適用については同項中「100 分の 0.72（特定幹部職員にあつては 100 分の 0.9）」とあるのは「100 分の 0.765（特定幹部職員にあつては 100 分の 0.945）」と、「100 分の 80（特定幹部職員にあつては 100 分の 100）」とあるのは「100 分の 85（特定幹部職員にあつては 100 分の 105）」とする。

(技能労務職員の経過措置)

- 5 平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の給与規程による号給が改正前の給与規程による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規程にかかわらず、改正前の



給与規程による号給とするものとする。

(平成 27 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項に規定する特定職員に対する給与の支給の特例)

- 6 この規程の平成 27 年 4 月 1 日施行の給与規程附則（以下「平成 27 年附則」という。）第 3 項に規定する特定職員であり、かつ、平成 27 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した者であって、平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料が支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の適用がないものとした場合に改正後の給与規程（平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与規程（平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規程により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（理事長が定める場合におけるものに限る）
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

- 7 経過措置額支給特定職員に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与規程第 19 条等の給与の減額に当たっては、この項の適用がないものとした場合に改正後の給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与規程による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与規程による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の特例)

- 8 平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与規程による給料月額から平成 18 年附則第 4 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与規程による給料月額から平成 18 年附則第 4 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料との額の合計額に達しない場合における平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該給料の額とする。
- 9 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第 6 項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第 19 条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料については、適用しない。
- 10 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 31 条第 2 項及び附則第 8 項の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成 28 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 28 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 85 (特定幹部職員にあっては、100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90 (特定幹部職員にあっては、100 分の 110)」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 40 (特定幹部職員にあっては、100 分の 50)」とあるのは「100 分の 42.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 52.5)」とし、改正後の規程附則第 8 号の規定の適用については同項中「100 分の 0.765 (特定幹部職員にあっては 100 分の 0.945)」とあるのは「100 分の 0.81 (特定幹部職員にあっては 100 分の 0.99)」と、「100 分の 85 (特定幹部職員にあっては 100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90 (特定幹部職員にあっては 100 分の 110)」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における改正後の給与規程第 13 条及び第 14 条の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規程第 13 条第 1 項ただし書及び第 14 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円 (一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員 (以下「一般職 8 級職員等」という。) にあっては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者」という。) については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 8,000

円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者をたる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達しない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）  
有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族た

る子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第13条第1項ただし書及び第14条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「一般職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第二号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号の

いずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第13条第1項ただし書並びに第14条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職8級職員等」とあるのは「一般職8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等が一般職8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等」と、「が一般職8級職員」とあるのは「が一般職8級以上職員等」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日後1年間において行われる改正後の規程第5条第3項の規定による昇給に係る必要な経過措置については、県給与条例等の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第16条第2項、第31条第2項及び附則第8項の規定は平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成29年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第31条第1項の規定に基づいて職員が平成29年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第31条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」とあるのは「100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)」とし、附則第8号の規定の適用については同項中「100分の0.765(特定幹部職員にあっては100分の0.945)」とあるのは「100分の0.855(特定幹部職員にあっては100分の1.035)」と、「100分の85(特定幹部職員にあっては100分の105)」とあるのは「100分の95(特定幹部職員にあっては100分の115)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月15日から施行する。ただし、第16条第2項、第30条第2項及び第3項、第31条第1項及び第2項、附則第8項並びに別表第6の規定は平成31年4月1日から施行し、第26条、別表第1から別表第5、別表第7-2及び別表第9の規定は平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第31条第1項の規定に基づいて職員が平成30年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第31条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とあるのは「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の42.5(特定幹部職員にあっては、100分の52.5)」とあるのは「100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)」とし、附則第8項の規定の適用については同項中「100分の0.81

(特定幹部職員にあつては 100 分の 0.99) 」とあるのは「100 分の 0.855 (特定幹部職員にあつては 100 分の 1.035) 」と、「100 分の 90 (特定幹部職員にあつては 100 分の 110) 」とあるのは「100 分の 95 (特定幹部職員にあつては 100 分の 115) 」とする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 25 条及び第 31 条第 2 項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、第 26 条、別表第 1 から別表第 5 及び別表第 7 - 2 の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(令和元年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が令和元年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 92.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 112.5) 」とあるのは「100 分の 97.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 117.5) 」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 45 (特定幹部職員にあつては、100 分の 55) 」とあるのは「100 分の 50 (特定幹部職員にあつては、100 分の 60) 」とし、附則第 8 項の規定の適用については同項中「100 分の 0.8325 (特定幹部職員にあつては 100 分の 1.0125) 」とあるのは「100 分の 0.8775 (特定幹部職員にあつては 100 分の 1.0575) 」と、「100 分の 92.5 (特定幹部職員にあつては 100 分の 112.5) 」とあるのは「100 分の 97.5 (特定幹部職員にあつては 100 分の 117.5) 」とする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第30条及び第31条第2項の規定は令和5年4月1日から施行し、第26条、別表第1から別表第5及び別表第7-2の規定は令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(令和4年12月期に支給する期末手当の特例)

- 3 第30条の規定に基づいて職員が令和4年12月に支給されることとなる期末手当に関する第30条第1項の規定の適用については同項中「100分の117.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)」とあるのは「100分の122.5(特定幹部職員にあっては、100分の102.5)」とし、同条第2項の規定の適用については同項中「100分の65(特定幹部職員にあっては、100分の55)」とあるのは「100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の60)」とする。

(令和4年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 第31条第1項の規定に基づいて職員が令和4年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第31条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とあるのは「100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年2月22日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 附則第12項から第19項までの規定は、定年規程附則第2条第1項及び第2項により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再雇用職員(定年規程附則第3条第1項若しくは第2項の規定により雇用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再雇用短時間勤務職員(同規程附則第4条第1項若しくは第2項により雇用された職員をいう。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再雇用職員が改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下、「新給与規程」という。)第7条に規定する定



- 定年前再雇用短時間勤務職員（以下、「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）である者とした場合に適用される新給与規程第3条第2項から第8項までに規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第4条の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員である者とした場合に適用される新給与規程第3条第2項から第8項までに規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第4条の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新給与規程第7条に規定する勤務時間割合を乗じて得た額とする。
  - 5 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第16条第2項、第20条第2項及び第4項、第25条の規定を適用する。
  - 6 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第30条第3項の規定を適用する。
  - 7 新給与規程第31条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同条第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再雇用短時間勤務職員及び定年規程附則第3条第1項、同条第2項、第4条第1項若しくは同条第2項により雇用された職員（次号において「暫定再雇用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。
  - 8 新給与規程第5条、第12条から第14条まで、第14条の2及び第32条は、暫定再雇用職員には適用しない。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行項目）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第30条及び第31条第2項の規定は令和6年4月1日から施行し、別表第1から第5、別表第7-2並びに別表第9及び別表第9-2の規定は令和5年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。  
（令和5年12月期に支給する期末手当の特例）

3 第 30 条の規定に基づいて職員が令和 5 年 12 月に支給されることとなる期末手当に関する第 30 条第 1 項の規定の運用については同項中「100 分の 120 (特定幹部職員にあっては、100 分の 100) 」とあるのは「100 分の 125 (特定幹部職員にあっては、100 分の 105) 」とし、同条第 2 項の規定の運用については同項中「100 分の 67.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 57.5) 」とあるのは「100 分の 70 (特定幹部職員にあっては、100 分の 60) 」とする。

(令和 5 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)

4 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が令和 5 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する第 31 条第 2 項第 1 号の規定の運用については同号中「100 分の 97.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 117.5) 」とあるのは「100 分の 102.5 (特定幹部職員にあっては 100 分の 122.5) 」とし、同項第 2 号の規定の運用については同号中「100 分の 47.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 57.5) 」とあるのは「100 分の 50 (特定幹部職員にあっては、100 分の 60) 」とする。

#### 附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。